

北海道長万部町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	4,817 人	6,891,496 千円	272,544 千円	971,171 千円	14.1 %	14.6 %

(注) 歳出額、実質収支、人件費及び人件費率は、「地方財政状況調査」によります。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

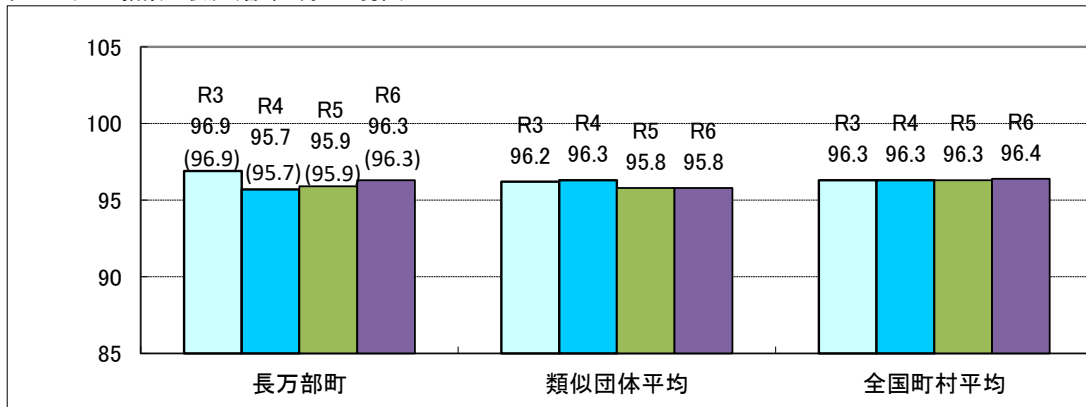
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	108 人	378,582 千円	76,761 千円	154,538 千円	609,881 千円	5,647 千円	5,608 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また暫定再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[(実施) 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他の見直し

単身赴任手当 基礎額を30,000円に、加算上限額を70,000円にそれぞれ引き上げ。

(実施時期 平成27年4月1日より実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長万部町	41.9 歳	301,447 円	339,162 円	328,944 円
北海道	42.5 歳	318,800 円	386,694 円	360,086 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.3 歳	302,599 円	348,683 円	327,516 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長万部町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	57.1 歳	106 人	319,700 円	348,495 円	335,594 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	52.7 歳	2 人	273,536 円	291,816 円	284,628 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
長万部町	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和3～令和5年の3ヶ年)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※長万部町の技能労務職は、調理員・傭人のことです。

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		長万部町	北海道	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	—	166,600 円	—

(注)()内は、削減前の額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未
一般行政職	大学卒	259,250 円	300,040 円	—	400,100 円
	高校卒	241,980 円	262,350 円	298,200 円	335,500 円

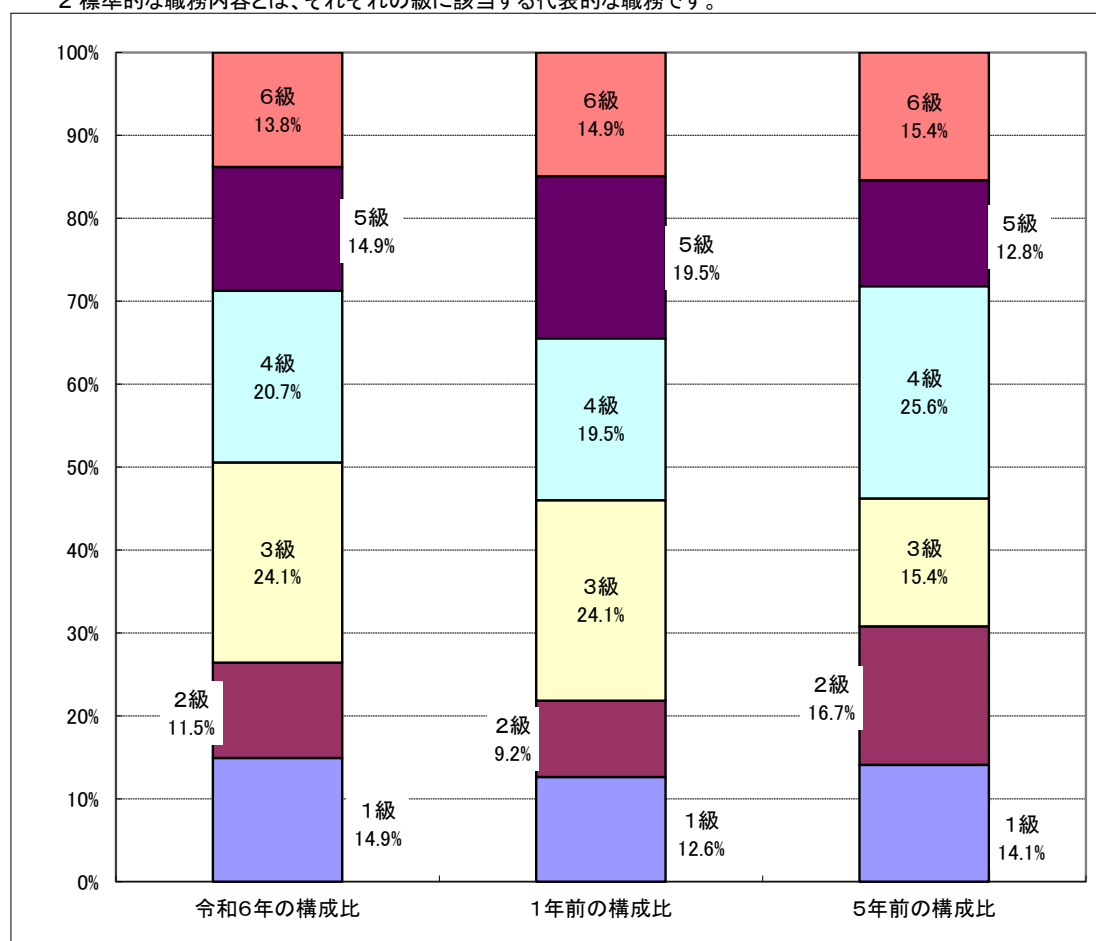
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日)

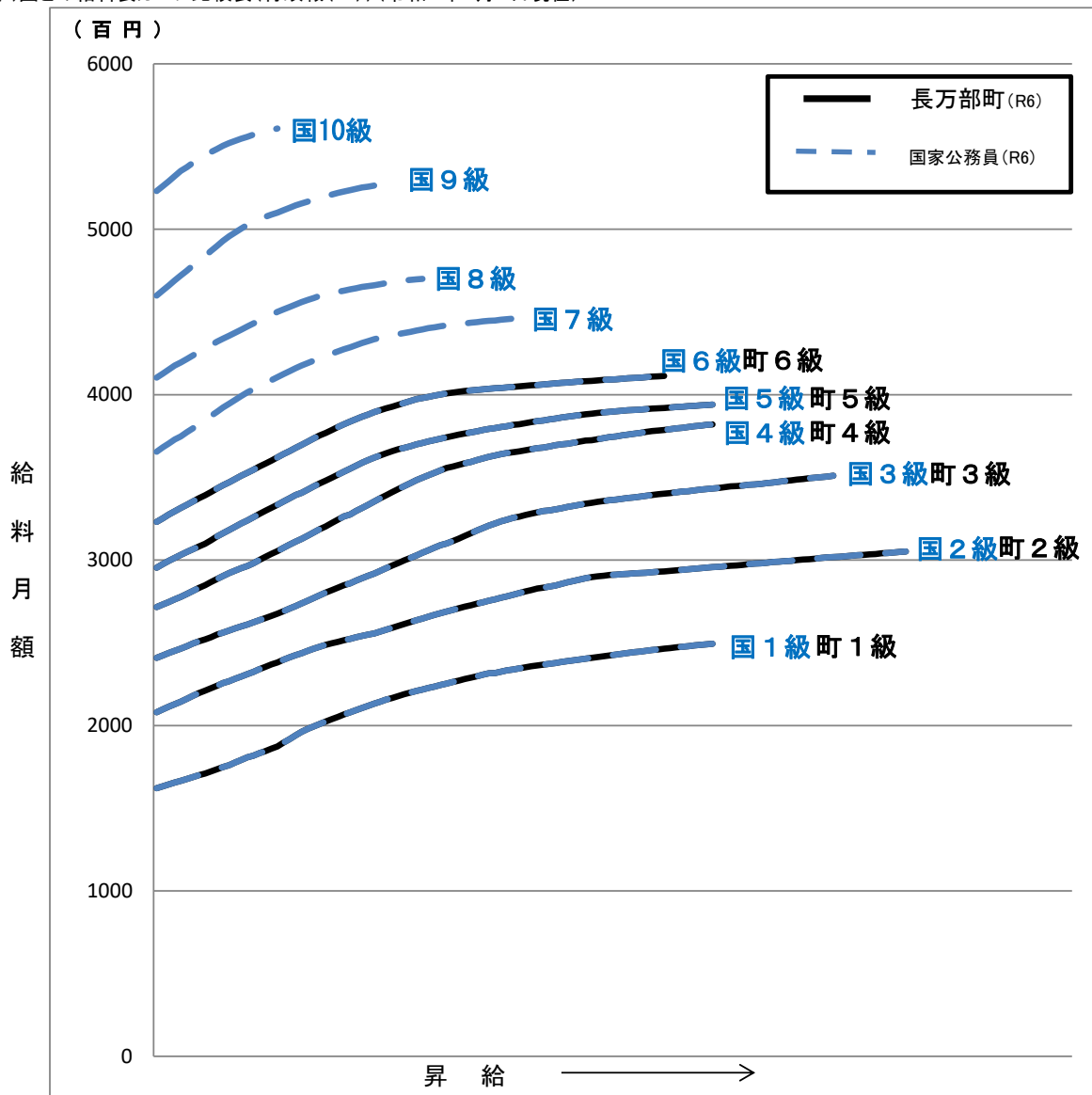
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
6級	課長、参事、出納室長、事務局長	12 人	13.8 %	323,100 円	411,300 円
5級	課長補佐、主幹	13 人	14.9 %	295,400 円	394,000 円
4級	係長、主査	18 人	20.7 %	271,600 円	382,000 円
3級	主任	21 人	24.1 %	240,900 円	351,000 円
2級	主事、技師	10 人	11.5 %	208,000 円	305,200 円
1級	主事、技師、主事補、技師補	13 人	14.9 %	162,100 円	249,400 円

(注) 1 長万部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況

人事評価は、標準の区分のみ適用し昇給区分に差を設けていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長万部町	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,598 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,682 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考)勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

人事評価は標準の区分のみ適用し、成績率に差を設けず、一律に支給(190/100)しています。

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

長万部町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算) 1人当たり 平均支給額 2,902 千円 — 円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者のその者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)			—
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			—
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	—	20 %
大阪市等	16 %	—	16 %
名古屋市等	15 %	—	15 %
神戸市等	12 %	—	12 %
福岡市等	10 %	—	10 %
仙台市等	6 %	—	6 %
札幌市等	3 %	—	3 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			96.3 (96.3)

(注)地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

区分		全職種
支給実績(5年度決算)		9,154 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		195 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		30.3 %
手当の種類(手当数)		10

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
行路死亡人取扱業務手当	行路死亡人取扱い業務に従事した職員	行路死亡人の引受け、引渡し、埋葬、発掘に従事又は立会いしたとき	6千円	日額 3,000円
野犬掃とう業務手当	野犬掃とう業務に従事した職員	野犬掃とうのため薬物投与、捕かく、死がいの回収に従事したとき	1千円	1回当たり 500円
感染症防疫業務手当	感染症発生に伴う防疫業務に従事した職員	感染症が発生し、若しくは発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護若しくは移送若しくは感染症の病原体に汚染された物件若しくは汚染された疑いのある物件の処理作業に従事したとき	—	1回当たり 1,000円 3,000円(感染者等との接触がない場合) 1日 4,000円(接触を伴う場合)
有害鳥虫駆除業務手当	有害鳥虫駆除業務に従事した職員	蜂、カラスの巣、毒蛾等の駆除に従事したとき	72千円	1回当たり 500円
救急業務手当	救急業務に従事した消防吏員	救急車の出動要請により出動し、傷病人の措置及び救助活動を行い消防長が認めたとき	88千円	1回当たり 500円
消火作業手当	消火作業に従事した消防吏員	火災のため、出動かつ消火のため放水し消防長が認めたとき	2千円	1回当たり 500円
ごみ処理業務手当	ごみ処理業務に従事した職員	ごみ処理施設において、ごみの焼却、廃棄、不燃物の区分に従事したとき	—	月額 4,000円
し尿及び浄化槽汚泥処理業務	し尿処理及び浄化槽汚泥処理業務に従事した職員	し尿処理施設において、し尿及び浄化槽汚泥処理業務に従事したとき	—	月額 4,000円
医師業務手当	医師業務に従事した医師	町立病院の医師として医療業務に従事したとき	5,020千円	病院長 月額 150,000円 副院長 月額 130,000円 医師 月額 100,000円
夜間看護業務手当	夜間看護業務に従事した看護師	町立病院の看護師として正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	3,966千円	1回当たり 7,300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	21,299 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	137 千円
支給実績(4年度決算)	24,999 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	159 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同	—	15,492 千円	215,172 円
	(支給額) 配偶者 6,500円 子 10,000円 配偶者以外 各6,500円 子(16歳年度初め～22歳年度末) 加算5,000円				
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給	同	—	1,266 千円	43,638 円
	(支給額) 交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給 ただし、1箇月当たり55,000円が支給限度額 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～31,600円)を毎月支給				
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給	同	—	456 千円	456,000 円
	(支給額) 配偶者宅との交通距離に応じ月額30,000円～100,000円を支給				
住居手当	借家・借間又は単身赴任手当受給者であって配偶者が借家・借間に居住する職員に支給	異	制度改正により減額になる場合は経過措置適用	19,503 千円	229,452 円
	(支給額) 借家・借間居住職員(月額16,000円を超える家賃を支払っている職員) 最高28,000円 配偶者が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員 最高14,000円				
地域手当	地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮し、札幌市に勤務する職員に支給	同	—	—	—
	(支給額) 札幌市(7級地) 3/100				
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給	同	—	4,483 千円	95,337 円
	(支給額) 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	同	—	5,101 千円	188,935 円
	(支給額) 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	異	支給額 46,300円～146,400円	19,076 千円	578,073 円
	(支給額) 職務の特殊性に基づいて指定された職につき次のとおりの額 病院長 137,700円 副院長 102,800円 医長 71,600円 課長(重要かつ困難な業務を所管する課長) 61,500円 課長、参事、出納室長、事務長、事務局長、教育次長、 消防長 48,500円 室長 38,800円 課長補佐、保育所長、薬局長、看護師長、消防署長、給食センター長 事務次長 31,000円				
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給	異	支給額 6,000円～12,000円	78 千円	11,143 円
	(支給額) 管理職手当の支給を受ける職に応じて、勤務1回につき6,000円～8,000円を支給、6時間を超える勤務は5割増				
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給	異	支給額 4,400円～21,000円	6,865 千円	70,051 円
	(支給額) 勤務の態様に応じ、その勤務1回につき次のとおりの額 5時間未満の勤務は5割減 医師 29,000円 医療技師、看護師(土日祝日) 2,500円 (土日祝日以外) 800円 その他の職員 4,400円				
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月に在職する職員に支給	同	—	13,171 千円	88,994 円
	(支給額) 世帯等の区分に応じた額 世帯主である職員(扶養親族のある職員) 23,360円 (その他の世帯主) 13,060円 その他の職員 8,800円				

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日）

区分		給料月額等	
給料	町長	810,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額 840,000 円 ／ 416,500 円
	副町長	650,000 円	705,000 円 ／ 415,000 円
	教育長	580,000 円	— ／ —
報酬	議長	290,000 円	395,000 円 ／ 160,000 円
	副議長	240,000 円	310,000 円 ／ 140,000 円
	常任委員長・ 議会運営委員長	220,000 円	— ／ —
	議員	210,000 円	290,000 円 ／ 130,000 円
期末手当等	町長 副町長 教育長	(5年度支給割合) 4.50月分 役職加算 15%	
	議長 副議長 常任委員長・ 議会運営委員長 議員	(5年度支給割合) 4.50月分 役職加算 15%	
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×勤続期間(年)×512.6/100	(1期の手当額) 16,608 千円 (支給時期) 任期毎
	副町長	給料月額×勤続期間(年)×323.4/100	8,408 千円 任期毎
	教育長	給料月額×勤続期間(年)×283.8/100	6,584 千円 任期毎
	備考		
諸手当	町長 副町長 教育長	一般の職員に準じて、通勤手当及び寒冷地手当を支給	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

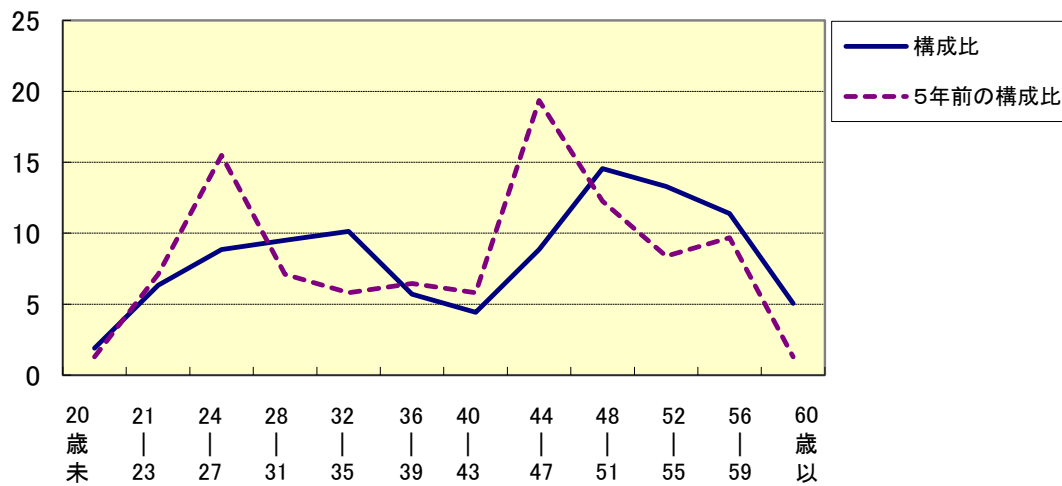
(各年4月1日現在)

部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0
		総務	21	19	2
		税務	7	7	0
		労働			0
		農林水産	7	8	△ 1
		商工	2	1	1
		土木	16	15	1
		民生	14	15	△ 1
		衛生	9	9	0
	計	79	77	2	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 164 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 177 人)
	教育部門	10	11	△ 1	一時的な重複配置の解消
	消防部門	19	20	△ 1	消防士の欠員不補充
公営企業等	小計	108	108	0	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 224 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 206 人)
	病院	32	30	2	看護師の欠員補充に伴う増
	水道	2	2	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	12	11	1	介護保険事業の充実に伴う増
	小計	50	47	3	
合計		158 [169]	155 [169]	3 [0]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 328 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	10人	14人	15人	16人	9人	7人	14人	23人	21人	18人	8人	158人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	31	令2	令3	令4	令5	令6	過去5年間の増減数(率)
一般行政	77	77	78	79	77	79	2 (2.6)
教育	10	9	9	9	11	10	0 (0.0)
消防	19	20	20	20	20	19	0 (0.0)
普通会計	106	106	107	108	108	108	2 (1.9)
公営企業等会計	49	49	46	49	47	50	1 (2.0)
総合計	155	155	153	157	155	158	3 (1.9)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) ガス事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	115,697 千円	△ 12,755 千円	27,799 千円	24.0 %	26.1 %

(注)総費用、純損益又は実質収支及び職員給与費は、「地方公営企業決算状況調査」によります。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考)ガス事業団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	4 人	13,464 千円	2,445 千円	6,654 千円	22,563 千円	5,641 千円	6,395 千円

- (注)1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた 減額措置の取組	実施せず(平成15年度～平成26年度にわたり町独自削減(給料一律3～5%削減、 住居手当の削減、役職加算の凍結・抑制)を行ってきたため)
-----------------------	---

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長万部町	45.1 歳	325,975 円	492,768 円
団体平均	47.8 歳	354,374 円	532,644 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長万部町	団体平均
1人当たり平均支給額(5年度) 1,543 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,440 千円
(元年度支給割合) 一般職員と同じ	
(加算措置の状況) 一般職員と同じ	

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

長万部町	団体平均
(支給率) 一般職員と同じ	
自己都合 応募認定・定年	自己都合 応募認定・定年
1人当たり 平均支給額 — —	1人当たり 平均支給額 1,849千円

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		—	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		—	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	—	20 %
大阪市等	16 %	—	16 %
名古屋市等	15 %	—	15 %
神戸市等	12 %	—	12 %
福岡市等	10 %	—	10 %
仙台市等	6 %	—	6 %
札幌市等	3 %	—	3 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

ガス事業の職員に支給される特殊勤務手当はありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	309 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	77 千円
支給実績(4年度決算)	828 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	207 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	一般職員と同じ	同	—	576 千円	288,000 円
通勤手当	一般職員と同じ	同	—	48 千円	24,000 円
単身赴任手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
住居手当	一般職員と同じ	同	—	1,062 千円	265,500 円
地域手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
休日勤務手当	一般職員と同じ	同	—	90 千円	29,925 円
夜間勤務手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
管理職手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
管理職員特別勤務手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
宿日直手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
寒冷地手当	一般職員と同じ	同	—	364 千円	91,050 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	174,827 千円	5,375 千円	12,338 千円	7.1 %	9.7 %

(注) 総費用、純損益又は実質収支及び職員給与費は、「地方公営企業決算状況調査」によります。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考)水道事業団体 平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	2 人	6,269 千円	1,096 千円	2,829 千円	10,194 千円	5,097 千円	6,118 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた 減額措置の取組	実施せず(平成15年度～平成26年度にわたり町独自削減(給料一律3～5%削減、 住居手当の削減、役職加算の凍結・抑制)を行ってきたため)
-----------------------	---

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長万部町	40.1 歳	294,400 円	385,581 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長万部町	団体平均
1人当たり平均支給額(5年度)	1人当たり平均支給額(5年度)
1,390 千円	1,506 千円
(元年度支給割合) 一般職員と同じ	
(加算措置の状況) 一般職員と同じ	

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

長万部町	団体平均
(支給率) 一般職員と同じ	
自己都合 勤奨・定年	
1人当たり 平均支給額 — —	1人当たり 平均支給額 11,058千円

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		—	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		—	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	—	20 %
大阪市等	16 %	—	16 %
名古屋市等	15 %	—	15 %
神戸市等	12 %	—	12 %
福岡市等	10 %	—	10 %
仙台市等	6 %	—	6 %
札幌市等	3 %	—	3 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

水道事業の職員に支給される特殊勤務手当はありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	278 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	139 千円
支給実績(4年度決算)	146 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	73 千円

(注)時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度と 異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
通勤手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
単身赴任手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
住居手当	一般職員と同じ	同	—	576 千円	288,000 円
地域手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
休日勤務手当	一般職員と同じ	同	—	111 千円	55,377 円
夜間勤務手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
管理職手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
管理職員特別 勤務手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
宿日直手当	一般職員と同じ	同	—	—	—
寒冷地手当	一般職員と同じ	同	—	131 千円	65,300 円